

厚岸町規則第64号

厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月23日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成13年厚岸町規則第18号）の一部を次のように改正する。

第19条の表21の項中「7月から9月まで」を「6月から11月まで」に、「職員の勤務条件の特殊性その他の事由により当該期間内又は連続して与えることが特に困難な場合には、町長の承認を得て別に与えることができる。」を「業務の都合により連続する期間によることが困難な場合には、1日ごとに分割することができるものとする。」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。